

2025年1月

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「JPM新興国小型株式ファンド」
書面による決議の結果のご連絡

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「JPM新興国小型株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）の投資信託契約の解約（繰上償還）につきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第1項において準用する同法第17条の規定および当ファンドの信託約款第40条に基づき、2025年1月24日に書面による決議を行った結果、議決権を行使することができる受益者の議決権総口数（2024年12月16日現在 972,645,269口）の3分の2以上の賛成により可決いたしました。

したがって、当ファンドは、当初の予定どおり2025年3月5日に繰上償還することとなりましたので、お知らせ致します。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<繰上償還に関する日程のご案内>

繰上償還日

2025年3月5日（水）

償還金支払開始日

原則として2025年3月6日（木）以降、繰上償還日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

※ 2025年3月3日（月）までは、通常通り、販売会社において換金（一部解約）のお申込みを受付けます。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。